

「復興歩掛」及び「復興係数」の適用期間の変更について

令和元年9月4日に広島県が導入した「復興歩掛」及び「復興係数」について、竹原市が発注する平成30年7月豪雨災害、令和3年7月及び8月豪雨災害等からの復旧・復興に向けて、不調・不落の発生状況等を考慮し、令和4年度も継続して適用することとします。

1 対象工事

竹原市が発注する災害復旧工事で、施工条件等を勘案し作業効率低下のおそれがある工事を対象とします。

対象工事は、特記仕様書に対象である旨の記載を行います。

2 復興歩掛（土工の日当り作業量の補正）

(1) 復興歩掛の対象

(ア) 機械土工【掘削、掘削（ICT）、河床等掘削、積込（ルーズ）、積込（コンクリート殻）】

(イ) 砂防土工【掘削（砂防）、積込（ルーズ）（砂防）】

(ウ) 土の敷均し締固め工【路体（築堤）盛土、路体（築堤）盛土 ICT、路床盛土、路床盛土（ICT）、整地】

(2) 補正内容

作業日当り標準日当り作業量を20%低下する補正

補正後の作業日当り作業量＝作業日当り標準日当り作業量×0.8

3 復興係数（間接工事費の補正）

土木工事標準積算基準書により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとする。

共通仮設費率：1.1 現場管理費率：1.1

4 適用期間

令和4年4月1日から別途通知する日までに指名・公告・随意契約する工事に適用する。

5 その他

令和3年3月22日付けの建設部建設課からのお知らせ「復興歩掛」及び「復興係数」の継続については、令和4年3月31日までに指名・公告・随意契約する工事に適用する。